

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、Cに配属後、○年○月○日、Dに配置転換となり、店長となるために必要な、眼鏡の販売のノウハウや眼鏡の加工技術等を習得するための研修（以下「本件研修」という。）を受けていた。
- 2 請求人は、○年○月○日、E医療機関を受診し、「適応障害」と診断された。請求人によると、請求人は、本件研修の指導者であったDの店長であるFから本件研修を受ける際に暴言を受けるなどし、本件研修を開始してから間もなくして耳鳴り、頭痛、動悸、震えなどを自覚したという。
- 3 本件は、請求人が請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病時期と病名については、決定書理由に説示のとおり、請求人は、○年○月○日には、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①配置転換、②配置転換後の業務の内容の変化、③Fによるいじめ、嫌がらせ（本件研修中の暴言）、④上司とのトラブル（Fが本件研修中に指導を行わなかったこと等）を主張するので、以下検討する。
- (4) 請求人の主張する出来事の心理的負荷の程度について

ア 配置転換について

CからDへの配置転換は、請求人に事前に通知され、請求人が応諾した上で行われたものであったこと、配置転換の前後における請求人の業務は、子供用の眼鏡の販売と一般の成人用眼鏡の販売という差異はあるものの、いずれも眼鏡の販売であって、全く質の異なる業務であるということとはできないこと、配置転換の前にGからアドバイスや指導を受けていたこと等に鑑みれば、同配置転換を、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当たるとみても、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 配置転換後の業務量及び内容の変化について

Hは、「Dでは、請求人が研修期間中であることや、技術的な面のこともあり、請求人を1人で勤務させることはなかった。」旨を述べ、請求人も同旨を述べている。

労働時間についてみると、監督署長が、タイムカードを基礎として作成した労働時間集計表に記載された労働時間は、請求人の申述ともおおむね一致しており、妥当であると認められるところ、同労働時間集計表によれば、配置転換の前と配置転換の後とで大きな労働時間の変化はなく、発病前1か月目から発病前6か月までの時間外労働時間数は最大でも22時間55分である。

以上の諸事情に照らせば、請求人の業務の変化を認定基準別表1の具体的な出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当たるとみても、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

ウ Fによるいじめ、嫌がらせについて

当審査会において、請求人が提出したFの指導状況の音声を録音したDVD-Rを聴取して調査したところ、Fの「あなたは幼稚園児並みだ。」「能力はゼロなんですよ。」などの発言部分もあるものの、Fの発言の大部分は、「私が指摘したことをできているのなら次へ進むが、そうではないので次へ進めない。」「お客様が、眼鏡に傷がついたので交換してほしいと言ってきたときに無条件に応じていたら、全ての眼鏡を交換しなくてはならなくなるのでそういう仕事の仕方はだめである。」「あなたは、Cではこうなっていたと言ってばかりで、私の言うことに、『はい』と応じたことがない。」など、請求人の本件研修における問題点を指摘したり、店長となるために必要な技術や接客方法などを積極的かつ意欲的に習得すべきであることを注意する内容のものであり、口調も、静かに淡々と諭すようなものであって、大声で怒鳴ったり恫喝するようなものではなかった。

上記の諸点に照らせば、請求人は、Fから、本件研修の指導を受ける過程において業務指導の範囲を多少逸脱するような発言を受けたことも認められるが、Fの指導内容を、認定基準別表1の具体的な出来事「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に当たると

みても、当審査会としては、Fの言動が継続していた事情は認められず、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

エ 本件研修中におけるその他の上司とのトラブルについて

前記ウでみたように、請求人が本件研修においてFから指導を受けられなかったとは認められないこと、請求人は、Hから将来的には店長に就任する旨の説明を受けていたと考えられること、Hは、請求人からFの指導についての不満を述べられたため、Fの指導状況を確認し、今後の指導方針をFと相談するなど相応の対処をしていたことなどの諸点に照らせば、請求人の主張する前記第3の1(4)の出来事は、いずれも、上司と考え方の相違が生じたという程度の出来事であるから、これらの出来事を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当たるとみても、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、いずれの出来事も、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(5) 以上に検討したところによれば、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が1つある以外は全て「弱」となる出来事であるから、その心理的負荷の全体評価は「中」であって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。